奈良市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準については、奈良県高齢者居住安定確保計画に定められる登録基準のほか、以下のとおりです。

- 1 サービス付き高齢者向け住宅の各居住部分の規模の基準
- (1) 各居住部分の床面積の算定に当たっては、壁芯で算定したものを基準とすること。
- (2) パイプスペース等については、小規模な場合(概ね各居住部分につき合計 1 m以下) は専用部分の面積に含むことができる。ただし、パイプスペース等のうち共用部分から点検等を行うものについては、専用部分に含むことができない。
- 2 「状況把握サービス」の基準
- (1) 状況把握サービスは、少なくとも1日1回以上入居者の様子を確認するものとすること。
- (2) 状況把握の方法は、単に食事を摂ったことを確認するといった方法だけではなく、 積極的に入居者に声掛けを行うなど、実際に入居者との接触があることが望ましい。
- (3) 把握した入居者の状況については、その内容を記録すること。
- 3 「生活相談サービス」の基準
- (1) 生活相談サービスは、入居者からの生活に関する相談等を受けた場合に、相談内容に適切に対応できるものとすること。
- (2) 相談等の内容は、施設内での生活に係る内容に限定することなく、生活に係る全般の内容について対応するものとすること。
- (3) 相談等を受けた内容については、その内容を記録すること。
- 4 状況把握サービスおよび生活相談サービスについて「原則として、夜間を除き、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接し、若しくは近接する土地に存する 建物に常駐し」の基準(規則第11条)
- (1) サービス提供者の常駐が必要となる時間帯は、概ね9時から17時とし、少なくとも1名が常駐すること。
- (2) 状況把握サービスおよび生活相談サービスに従事している時間帯は、当該サービス以外の職務を行うことは原則として認めない。
- 5 緊急通報を受けてから対応までの時間の基準 通報を受けてからできるだけ短時間で到着し、対応できる体制を整えること。

## 6 その他

(1) 状況把握サービス、生活相談サービス及びその他のサービスを提供する者は、サービスを提供する際に知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

| (2) サービス付き高齢者向け住宅若しくは高齢者生活支援サービスの提供の用に供するための施設又はこれらの存する土地の賃貸借契約書等所有者と申請者の関係が分かる書類を添付すること。 |
|---|
|   |
|   |
|   |
|   |
|   |
|   |